

(独)環境再生保全機構の賦課金徴収業務について

ア 制 度 ・ 業 務 の 現 状	業務の目的・概要及び具体的実施方法
	<p>業務の概要並びに業務実施におけるフロー図は資料1-1、1-2のとおりである。 当該徴収業務は、公害健康被害補償制度の公害健康被害者に対する補償費の給付を、確実に実施していくために実施しており、制度の運営管理は公的機関が実施しなければならないと考えられる。このうち、民間開放可能な徴収業務については商工会議所に委託しており、既に民間開放済みである。</p>
	業務実施に当たっての全体の組織体系
	資料2のとおりとなっている。
	業務量に関する指標の実績
	資料3-1、3-2のとおりとなっている。
業務実施を規制する現行法令及び関連条項並びに規制の概要	
<p>機構が行う業務のうち、委託して実施することが効率的かつ効果的であると認められる業務については、外部委託できるとされている(公健法 § 52、機構法 § 10 イ、機構業務方法書 § 54)。</p>	
イ 入 札 業 務 の 対 象 の 廃 止 又 は こ の 公 共 に サ ー ビ ス の 改 善 見 法 及 び 基 据 づ く 官 民 競 争	公共サービス改革法に基づく官民競争入札等の対象とすることについての所見及び措置の概要
	<p>公害健康被害補償制度は、本来、原因者と被害者の間の損害賠償により解決が図られるべき公害による健康被害の紛争を、個別の因果関係の立証が困難であること、原因者が不特定多数であること等の公害被害の特殊性に鑑み、基本的には民事責任を踏まえつつ、公害健康被害者を迅速かつ公正に保護するもの。 よって公害健康被害者に対する補償費の給付を確実に実施していくためには、制度全体の運営管理は公的機関において行う必要がある。 機構は、自ら業務を実施するよりも、委託して実施することが効率的かつ効果的と認められる業務については、その業務を委託できるとされている(機構業務方法書 § 54)。このため、既に徴収業務を商工会議所に委託している(同 § 54)。</p> <p>「公共サービス改革基本方針」5ページ ~ それぞれの視点に留意した上での検討内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務については、既に公共サービス改革法によらず民間開放しているところ。 機構が商工会議所に業務を委託する現在の方式により、収納率99.99%の高い収納率を維持し、公害健康被害者に対する補償の給付を確実に実施するなど、既に高い質を維持している。また、徴収業務に係る経費についても、機構の中期計画に基づき効率化が図られている。 機構が商工会議所に委託する現在の方式により、例年収納率99.99%の高い質が維持されていることから、現在の方式が優れているものと考えている。 業務終了後に商工会議所から報告を求め、必要に応じ現地での監査を行うなど厳格な監督を実施している。</p> </div> <p>したがって、既に民間開放されており、継続的に収納率99.99%を達成していることから、現在の方式を維持継続していくことが適当であると考えられる。</p>

(独)環境再生保全機構の賦課金徴収業務について

ウ 外部資源の活用状況	<p>委託業務の内容</p> <p>納付義務者名簿(非公開)の管理(移転、合併、営業譲渡等による変更に伴う管理を含む)事業所への申告書類の送付 約8,500件 申告納付期間内に、正確な申告及び期限内納付を促すため、納付義務者に対し技術的な説明会を実施 全国約100箇所 納付義務者からの照会に対する指導 約2,400件/年 申告書の受理、申告内容の審査 約8,500件</p> <p>これらの業務の効率化を図るために、全国に散在する納付義務者からの賦課金の徴収については、多くの納付義務者が加入し、全国規模の組織を有する商工会議所に、業務を委託し、円滑、かつ効率的な徴収を図っている。</p>												
	<p>委託先について、所管公益法人等の場合にはその名称、民間事業者の場合にはその形態</p> <p>商工会議所(商工会議所法に基づく特別認可法人)</p>												
	<p>業務費用の財源及び金額</p> <p>商工会議所への委託費は、公害健康被害の補償等に関する法律第52条第1項に基づき納付義務者から徴収した汚染負荷量賦課金の額の一部より賄われている。</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託実績額(円)</td> <td>209,239,256</td> <td>207,356,399</td> <td>205,891,372</td> </tr> <tr> <td>【参考】取扱事業所数(件)</td> <td>8,164</td> <td>8,079</td> <td>8,012</td> </tr> </tbody> </table>		平成15年度	平成16年度	平成17年度	委託実績額(円)	209,239,256	207,356,399	205,891,372	【参考】取扱事業所数(件)	8,164	8,079	8,012
		平成15年度	平成16年度	平成17年度									
	委託実績額(円)	209,239,256	207,356,399	205,891,372									
	【参考】取扱事業所数(件)	8,164	8,079	8,012									
<p>指定・登録・委託契約等の別</p> <p>委託契約を締結している。</p>													
<p>指定・登録の場合は法律上の根拠、委託契約の場合は契約方法・過去の契約実績</p> <p>現在は、独立行政法人環境再生保全機構業務方法書第54条第3項及び第4項に基づき委託契約を締結している。 独法化以前は、公害健康被害補償制度発足の昭和49年から、「旧公害健康被害の補償等に関する法律」第89条に基づき、商工会議所に業務委託を実施してきた。 直近3年間の契約実績は、上記「業務費用の財源及び金額」とおり。</p>													

背景

公害被害の特殊性にかんがみ、汚染原因者負担等を前提とした**民事責任を踏まえつつ、公害健康被害者を迅速かつ公正に保護**するため、昭和48年に公害健康被害補償法を制定。

補償等の対象者

次のいずれかの指定地域に一定期間在住し、一定の疾病(指定疾病)にかかっているとして、申請に基づき、指定地域の都道府県知事等が認定した者

第一種地域：相当範囲の著しい大気汚染による気管支ぜん息等の疾病が多発している地域(当初、四日市、東京19区等41地域が指定されたが、昭和63年法改正によりすべて解除)

	指定疾病	指定地域	被認定者数 (H18.3末生存者)
旧第一種地域	慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎及び肺気腫並びにこれらの続発症	四日市、東京19区、川崎、尼崎等41地域	48,945

補償等の内容及び財源

(1)医療費等の補償給付

療養、障害補償費、遺族補償費、療養手当等7種を給付

<財源>

第1種地域:汚染負荷量賦課金(8割)及び自動車重量税からの引き当て(2割)

第2種地域:汚染原因者からの特定賦課金(水俣病及びイタイタイ病については、汚染原因企業と患者団体による補償協定により企業から直接給付)

(2)公害保健福祉事業

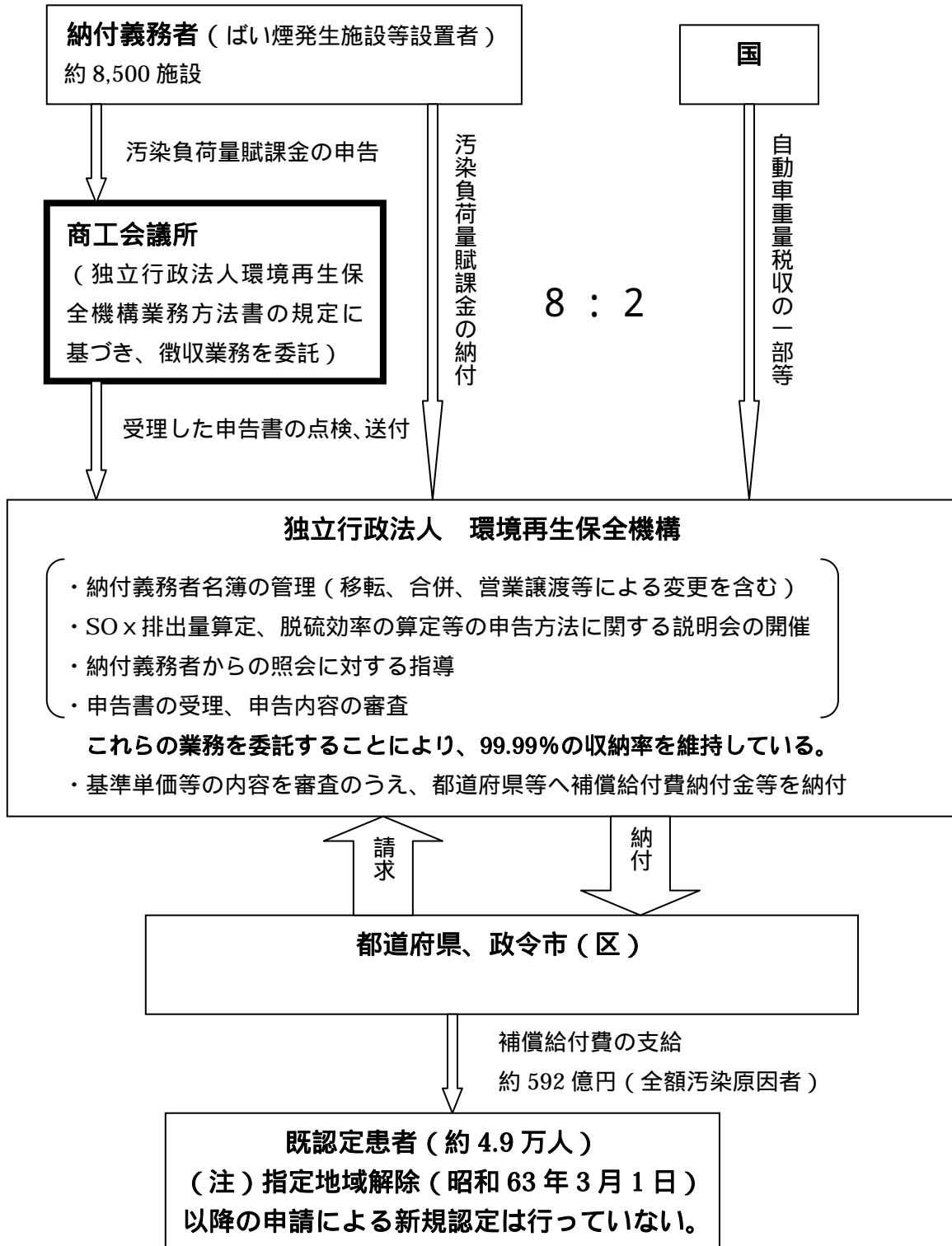
リハビリテーション、転地療養、療養指導等を実施

<財源>

国1/4、県又は市1/4、汚染原因者(汚染負荷量賦課金、自動車重量税、特定賦課金)1/2

公害健康被害補償制度のフロー図

下記のとおり、徴収業務を商工会議所に委託することにより事務の効率化を図り、99.99%の高い収納率を維持している



(注)金額及び施設数は平成 18 年度予定

独立行政法人環境再生保全機構の組織

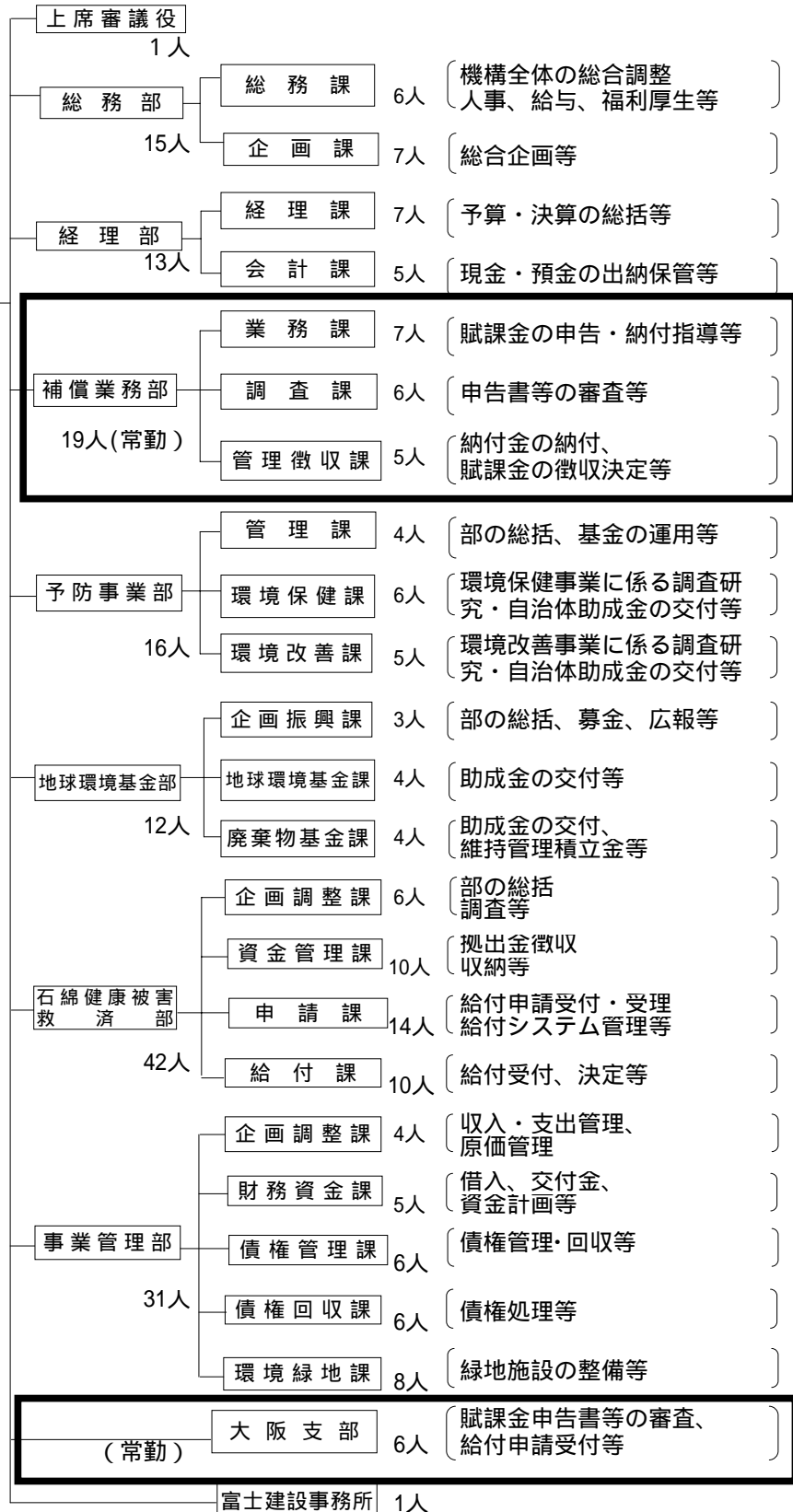
■が徴収業務に携わっている部課である

組織

[7部 22課 2事務所]
役員6人(うち非常勤1名)
職員156人

理事長 1人
理事 3人

監事 2人(うち非常勤1名)



注：石綿業務振替要員5人を考慮せず。

平成17年度の補償業務費の主な予算及び決算

(単位:千円)

区 分	予算	決算	
旅費交通費	20,337	15,612	
説明会旅費		3,433	申告納付説明会旅費
申告督励旅費		745	
調査旅費		2,487	
徴収旅費		188	滞納事業者納付慫慂
委託商工会議所監査旅費		1,653	
納付業務指導旅費		694	自治体への納付業務監査
事務連絡旅費		161	
担当者研修会旅費		6,251	商工会議所担当者研修会
図書印刷費	3,323	3,323	申告書等の印刷代
通信費	6,979	6,979	
リース料	4,436	2,172	サーバ等機器リース代
保守料	3,986	2,582	賦課金徴収・審査システムの保守
支払手数料	7,711	803	
租税公課(収入印紙代)	3,211	2,831	銀行が納付書に添付する印紙代
業務委託費	234,804	205,891	委託手数料
合 計	284,787	240,193	

業務量に関する指標の実績

(資料3 - 2)

業務課(7名)

業務量に関する指標	実績
申告書及び各種様式の改訂・印刷	17種類
委託契約関連業務	
委託契約	156件
担当者研修会	約160名
委託事務取扱件数の審査	約8,000件
委託費決定業務	156件
納付義務者への申告指導確認	約40商工会議所
説明会説明従事者数	約100会場
申告書及び各種様式の発送	8,600セット
申告書等の受理	6,400件
紙申告データ入力処理業務	4,700件
FD申告データ入力処理業務(ウイルスチェック含む)	2,700件
オンライン申告データの確認	1,200件
未申告事業者への申告恣憑	約460件
各法務局等に対する納付義務者の情報収集	20事業所
納付義務者からの問合せへの対応	約2,400件

調査課(6名)

	件数
申告書、添付資料等の内容審査	約6,500件
納付義務の有無に係る内容審査・決議	180件
申告書の修正、更正等の賦課金の額の決定に関する業務	80件
申告内容に係る一般的指導	450件
申告内容の技術的専門事項に対する個別相談への対応	900件
合併、営業譲渡、移転等の専門的指導(送付先変更に伴う審査)	250件
代理人選任届出書の確認及び提出依頼	約500件
名称等変更届出書審査及びデータの整理	約800件
賦課金申告書等の整理・保管	6,500件
申告内容の現地実地調査	約20箇所
過去分累積換算量の合併等変更に伴う審査	約150件

管理徴収課(5名)

	件数
賦課金徴収関係処理件数	8,700件
延納事業者に対する納付書作成(・及び発送)業務	6,500件
領収済通知書の受理(銀行)、データ入力	約14,200件
納付遅れに対する納付恣憑及び指導	640件
延納事業者の破産等情報収集	180時間
徴収金データの整理	400時間
各県市区からの納付申請及び請求の審査	450件
各県市区からの納付実績報告書の審査	90件
賦課金徴収業務の関する指導(問合せを含む)	約400件

大阪支部(5名)

	件数
FD申告データ入力処理業務(ウイルスチェック含む)	620件
申告書等の受理	1,800件
申告書、添付資料等の内容審査	2,000件
納付義務の有無に係る内容審査・決議	70件
申告書の修正、更正等の賦課金の額の決定に関する業務	20件
申告内容に係る一般的指導	150件
申告内容の技術的専門事項に対する個別相談への対応	50件
合併、営業譲渡、移転等の専門的指導(送付先変更に伴う審査)	80件
代理人選任届出書の確認及び提出依頼	200件
名称等変更届出書審査及びデータの整理	220件
賦課金申告書等の整理・保管	2,000件
紙申告データ入力補正及び集計(バッチ処理)	80件
未申告事業者への申告 恣憑	50件
納付義務者からの問い合わせへの対応	400件
納付義務者の情報収集	40件
申告内容実地調査	5箇所

ウ 外部資源の活用状況参考法令等

公害健康被害の補償等に関する法律第 52 条（汚染負荷量賦課金の徴収及び納付義務）

- 1 機構は、第 48 条の規定による納付金のうち、第 4 条第 1 項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用並びに第一種地域に係る指定疾病による被害に関して行う公害保健福祉事業に要する費用に充てるためのもの、第 13 条第 2 項の規定による支払に要する費用並びに機構が行う事務の処理に要する費用（以下「補償給付支給費用等」という。）の一部に充てるため、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設が設置される工場又は事業場を設置し、又は設置していた事業者で、次に掲げるもの（以下「ばい煙発生施設等設置者」という。）から、毎年度、汚染負荷量賦課金を徴収する。

旧公害健康被害の補償等に関する法律第 89 条（業務の委託）

- 1 協会は、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けて、前条第一項に掲げる業務（汚染負荷量賦課金及び特定賦課金の決定及び滞納処分を除く。）の一部を、ばい煙発生施設等設置者又は特定施設設置者の加入している団体に政令で定めるものに委託することができる。
- 2 前項の認可があった場合においては、同項の政令で定める団体は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該業務を行うことができる。

旧公害健康被害の補償等に関する法律施行令第 36 条（業務の委託をすることができる団体）

法第 89 条第 1 項の政令で定める団体は、商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）の規定による商工会議所及び民法(明治 29 年法律第 89 条)第 34 条（公益法人の設立）の規定により設立された法人とする。

独立行政法人環境再生保全機構業務方法書 第 54 条（業務の委託）

- 1 機構は、機構法第 10 条の 2 第 1 項の規定により、都道府県に対し、認定の申請及び請求の申請に係る業務の一部を委託することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、機構は自ら業務を実施するよりも、委託して実施することが効率的かつ効果的であると認められる業務については、その業務を委託することができる。
- 3 機構は、前項に規定する業務のうち、商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）の規定による商工会議所に対し、汚染負荷量賦課金の徴収業務（汚染負荷量賦課金の額の決定及び滞納処分を除く。）の一部を委託することができる。
- 4 機構は、前 3 項の業務の委託を行うに当たっては、委託する業務の名称、目的、実施方法、実施に係る経費及びその他必要と認められる事項を定めて、業務委託契約を締結するものとする。